

※1 収入基準

「江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則」

第3条 条例第6条の規定による入居資格の取得は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入居の申込をした日において所得が158,000円以上487,000円以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるものに限る。）
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合においては、入居の申込みをした日において158,000円以上487,000円以下のものであること。

＜収入基準の算定方法＞

$$(\text{収入基準額}) = \frac{(\text{1年間の総所得額}^{\ast}) - (\text{控除額}^{\ast})}{12\text{ヶ月}}$$

※ 1年間の総所得額…1年間の総収入額から所得税法控除後の所得総額

※ 控除額…同居親族及び扶養親族(380,000円／人)、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(100,000円／人)、特定扶養親族(200,000円／人)、障がい者(270,000円／人)、特別障がい者(400,000円／人)、寡婦(夫)(270,000円／人)のそれぞれを足した総額

※ 収入基準額は、入居者全員分を足し合わせる。